

オンライン手続き 9月1日より運用開始!

本年9月1日より開始しましたオンライン手続きは、多数の皆様にご活用いただいております。契約者及び加入希望者の皆様に、オンラインでも手続きができますことをご案内いただきますようお願い申し上げます。また、7月から開催いたしました第二弾オンライン説明会につきましては、1,758の委託機関の皆様(約5,000人)にご参加いただきました。オンライン説明会で使用した資料や、説明動画、質疑応答資料を中小機構HPに掲載しておりますので、是非ご参照ください。



<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/partner/online/index.html>



「全国加入促進強調月間運動」実施中!

中小機構では、令和5年10月1日から11月30日までの間を「全国加入促進強調月間運動」と位置づけ、加入の促進を重要な柱として制度の普及に積極的に取り組んでおります。特に、小規模企業共済制度につきましては、令和5年度加入促進計画における獲得目標100,000件の計画に対し、7月末時点での達成率は、32.8%という状況であります。本共済制度は、例年この「全国加入促進強調月間運動」期間以降から年末にかけて最も加入につながりやすい時期でありますので、特段のご協力をお願いいたします。

貴機関発行の定期刊行物への広告掲載をお願いいたします。

PR用広告データ等の電子媒体掲載場所

〈小規模企業共済制度〉 <https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/partner/>

〈経営セーフティ共済〉 <https://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/partner/>

中小機構HPトップページ→「共済制度」→中ほど「(各制度)委託機関の方」→「広告データ」ページ内にPR用広告データなどを掲載しております。

小規模企業共済制度のCM動画を作成しました!

小規模企業共済制度のCM動画を、貴機関ホームページにURLを掲載していただきますようお願いいたします。また、制度説明等にもご活用ください。



CM動画



<https://youtu.be/3cvrtGgi9A0>

アニメ動画



<https://youtu.be/UYkr0cB64Q0>

小規模企業共済制度の令和4年度の加入実績は89,044件（前年度113,870件）でした。主な取扱い機関をご紹介します。

Table with 4 columns: RANK, 所在地, 名称, 件数. Includes categories like 都市銀行・信託銀行, 商工組合中央金庫, 地方銀行, 第二地方銀行.

Table with 4 columns: RANK, 所在地, 名称, 件数. Includes categories like 信用金庫, 信用組合, 農業協同組合.

Table with 4 columns: RANK, 所在地, 名称, 件数. Includes categories like 商工会, 商工会議所.

Table with 4 columns: RANK, 所在地, 名称, 件数. Includes categories like 税理士協同組合, 青色申告会, その他.

経営セーフティ共済の令和4年度の加入実績は60,178件（前年度74,768件）でした。主な取扱い機関をご紹介します。

Table with 4 columns: RANK, 所在地, 名称, 件数. Includes categories like 都市銀行・信託銀行, 商工組合中央金庫, 地方銀行, 第二地方銀行.

Table with 4 columns: RANK, 所在地, 名称, 件数. Includes categories like 信用金庫, 信用組合.

Table with 4 columns: RANK, 所在地, 名称, 件数. Includes categories like 商工会, 商工会議所.

Table with 4 columns: RANK, 所在地, 名称, 件数. Includes categories like 税理士協同組合, その他.

委託機関様の取り組みをご紹介します!!

北おおさか信用金庫様

北おおさか信用金庫（大阪府）の令和4年度新規加入実績は、信用金庫部門で、小規模企業共済全国2位（949件）、近畿地区ではトップの件数を獲得しました。

同金庫は、企業との取引のみならず役員や従業員への提案を重視する中で、小規模企業の役員に中小機構の支援メニュー情報を提供しており、小規模企業共済もそのうちの一つとして力を入れています。

毎年、年間900件以上の新規加入目標を掲げ、各支店に目標件数を設定し、定期的に本部で実績をとりまとめる取り組みを行っています。

各支店では、制度内容を熟知しているベテラン職員が若手職員への教育を実施し、恒常的に実績を上げられる環境を整えています。



北おおさか信用金庫様からのコメント

小規模企業共済は大変メリットのある制度であるため、有益な情報提供の一つとして提案を進めており、お客さまから大変喜んでいただいております。

当金庫は、メイン取引顧客の拡大を進めている中で、新規のお客さまに対して小規模企業共済の提案により、将来にわたる経済的な安心感を得ていただき、長期的なお付き合いに繋げております。

お客さまのニーズ把握においても有益なツールであることから、今後も加入促進を進めていきたいと思っております。

小規模企業共済動画

小規模企業共済制度の内容、普及方法、申込取扱方法（窓口での手続き）等をチャプター毎に見やすく構成された動画（約30分）をご用意しております。加入促進にお役立てください！



動画URL

<https://youtu.be/lyj3eD-5Us4>



小規模企業共済

「掛金控除証明書」の発行について

●「掛金控除証明書」の発送時期及びお届け先

発送時期	対象者	お届け先
令和5年 11月中旬～ 下旬	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月までに「現金あり」で加入し、同年1月～9月までに掛金を納付した方（当期間が前納中であつた方を含む^{*1}） 令和5年7月までに「現金なし」で加入し、同年9月までに口座振替をした方 	ご登録住所 ^{*2}
令和6年 2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月～12月に「現金あり」で加入した方 令和5年10月までに「現金なし」（「オンライン」での申請を含む^{*4}）で加入し、同年10月～12月までの間に初回の口座振替をした方 令和5年1月～9月に掛金の払込みがなく、かつ令和4年12月以前に令和5年1月～9月分の掛金の前納をしていない方で、令和5年10月～12月にのみ掛金を納付した方 	ご登録住所 ^{*3}

- *1 令和5年1月～9月に掛金の払込みがなく、かつ前納掛金で令和5年中に充当するものがない場合、11月発送予定の「掛金控除証明書」は発行されません。
- *2 住所に変更があつた場合、令和5年10月13日までに中小機構に住所変更手続きの書類が届いている方、またはオンラインで住所変更手続きが完了している方は変更後の住所に「掛金控除証明書」を送送します。
- *3 住所に変更があつた場合、令和6年1月12日までに中小機構に住所変更手続きの書類が届いている方、またはオンラインで住所変更手続きが完了している方は変更後の住所に「掛金控除証明書」を送送します。
- *4 オンラインで11月以降に加入した方は、当年に控除できる金額はなく、「掛金控除証明書」は発行されません。

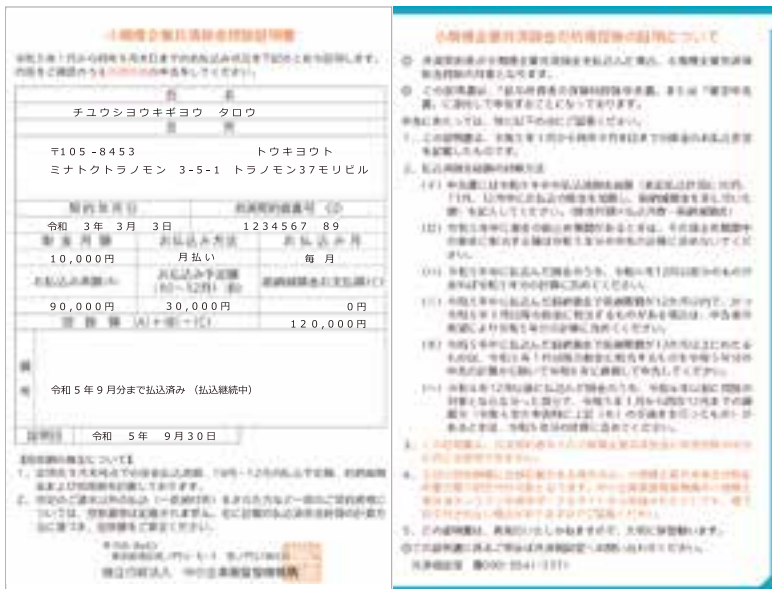
●「掛金控除証明書」の記載内容

令和5年11月発送の「掛金控除証明書」には、従来からの「掛金月額」に加え、令和5年1月～9月の「お払込み済額」、10月～12月の「お払込み予定額」、「前納減額金お支払額」、これらをもとに算出された「控除額」が記載されています。

令和6年2月発送の「掛金控除証明書」には、「掛金月額」に加え、令和5年の「お払込み済額」、これをもとにした「控除額」が記載されています。

なお、一括納付や月額変更等を申請された場合、年間の控除額を記載できないこともあります。その際は年内に払込んだ掛金総額を計算し、その年に前納減額金を受け取っていただければ、その掛金総額から差し引いて申告していただきます。

掛金控除証明書（11月発送）のイメージ



年末調整・確定申告時の記入方法 【令和5年11月発送対象者】

記載された「控除額」を申告していただきます。10月～12月の払込み状況については、念のため、掛金を払込んだことが記帳された通帳等の写しを添付して申請するよう、ご案内をお願いいたします。

【令和6年2月発送対象者】

記載された「控除額」を申告していただきます。

●「掛金控除証明書」の電子交付について

令和5年11月発送対象者は、11月下旬までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」にて利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了していれば、11月下旬に一括で電子交付されます。その後は、利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了後、随時電子交付されます。

令和6年2月発送対象者は、2月中旬までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」にて利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了していれば、2月中旬に一括で電子交付されます。その後は上記と同様に、随時電子交付されます。

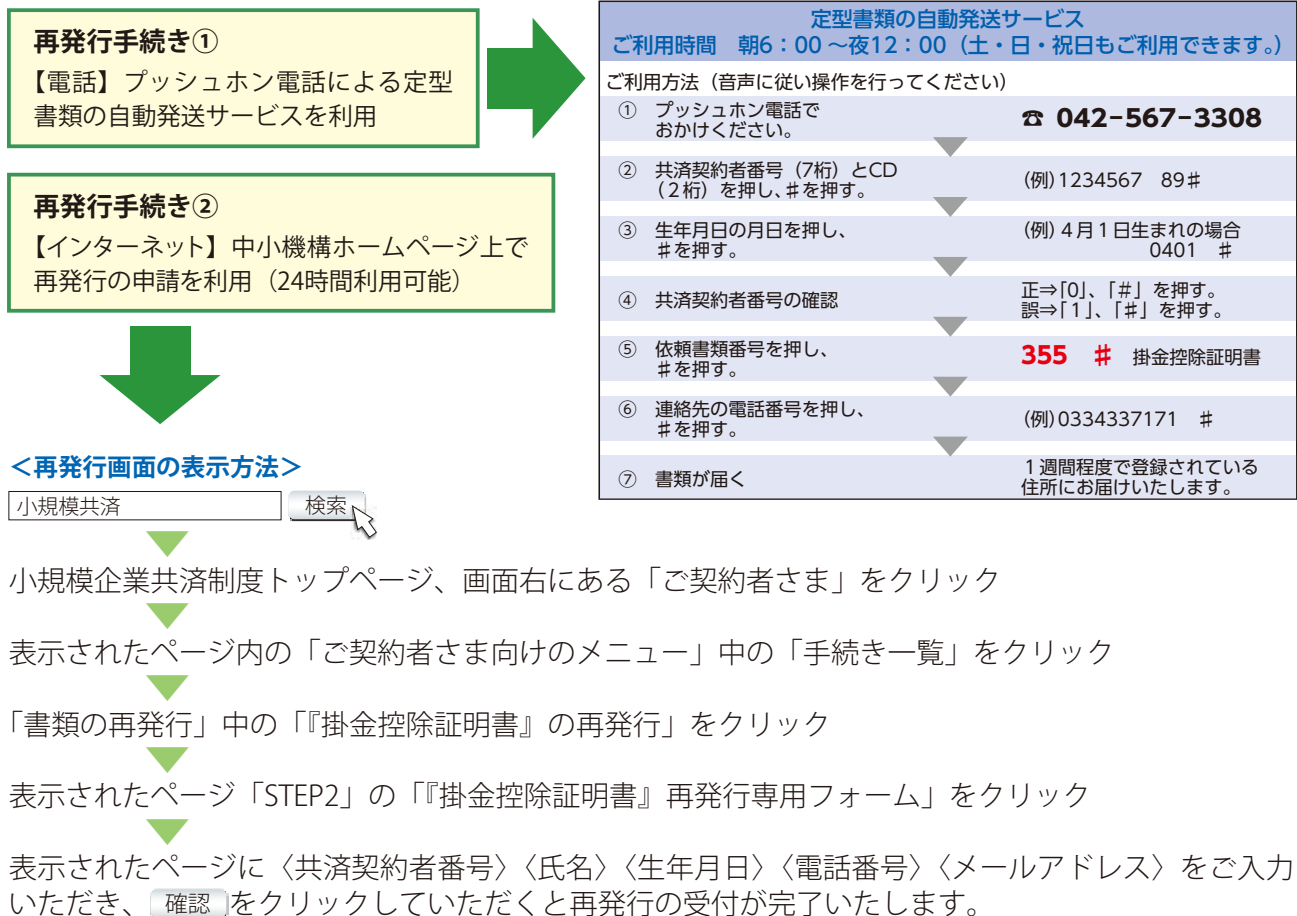
小規模企業共済

「掛金控除証明書」を紛失した場合(再発行)

例年、確定申告の時期を迎えますと、「掛金控除証明書」の紛失等による再発行の依頼が共済相談室（コールセンター：050-5541-7171 平日9時から17時まで（土日祝日を除く））に数多く寄せられるため、電話が大変かかりにくくなり、ご不便をおかけしております。

住所に変更のない契約者様は、プッシュホン電話による「定型書類の自動発送サービス」と、インターネットによる中小機構ホームページ上での再発行申請が利用可能です。インターネットによる請求は、24時間対応しており（入力項目は共済契約者番号・契約者氏名・生年月日・連絡先のみ）大変便利です。まだご存知ない契約者様へご案内をお願いいたします。

また、届出住所に変更がある場合は、共済相談室へお申し出いただくとともに、「届出事項変更申出書」のご提出をお願いします。なお、届出住所の変更はオンラインでも受付が可能です。



12月は前納集中月です

預金口座振替が確実に行われるよう、契約者にご案内をお願いいたします。

12月は、小規模企業共済、経営セーフティ共済ともに、多くの契約者が掛金を前納されます。年末を控え、契約者にとっては慌しい時期を迎えることとなりますので、前納掛金等の預金口座振替が確実に行われるよう、対象となる契約者からの問い合わせがありましたらご案内をよろしくをお願いいたします。

小規模企業共済

掛金の預金口座振替日は**12月18日(月)**です。

小規模企業共済の掛金引き落とし方法は「毎月払い」・「半年払い」・「年払い」の3種類です。

12月は、掛金を年払い（12ヵ月分）で引き落としされる契約者が、多数いらっしゃいます。

特に、令和4年12月に加入された契約者につきましては、金融機関における口座設定の不備や、契約者の資金不足による振替不能等の理由により、令和5年12月の口座振替ができないことがありますので、契約者からの問い合わせがありましたらご案内をお願いいたします。

Q 12月の口座振替日に、残高不足で年払い分（12ヵ月分）の引き落としができなかった場合は、どうなりますか？

A 今年（年内）は年払い分の再請求はせず、振替不能となります。翌月（翌年1月）は請求が中断され、翌々月以降の請求は次頁のとおりとなります。なお、翌年の12月（半年払いの場合は6月）には、再度12ヵ月分（半年払いの場合は6ヵ月分）の請求が行われます。

経営セーフティ共済

掛金の預金口座振替日は**12月27日(水)**です。

既に契約者となっている方が前納する場合は、「掛金前納申出書」（様式㊦214）を12月5日（火）までに中小機構へご提出（オンライン申請の場合は12月5日の23時59分までに手続き完了）いただく必要があります。

提出期限を過ぎての手続きや、振込みによる前納はできませんのでご注意ください。

Q 残高不足で引き落としができなかった場合は、どうなりますか？

A 前納分の再請求はせず、今年（年内）は振替不能となります。翌月は請求が中断され、翌々月に3ヵ月分の請求を行い、その後は毎月の請求となります。再度、前納を希望する場合は、あらためて「掛金前納申出書」を提出いただくよう、ご案内ください。

既に共済契約者となっている方の 掛金の前納手続きについて

12月に前納を希望する場合、中小機構への書類提出期限は、小規模企業共済制度は11月20日(月)まで、経営セーフティ共済は12月5日(火)までです。

■掛金の前納手続きの要領 ～令和5年12月に掛金の前納を希望する場合～

		小規模企業共済制度	経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)
提出書類		「掛金一括納付申請書」(様式④205) 当機構HPからダウンロード可能 オンライン申請も可能 (マイナンバーカードをお持ちの方)	「掛金前納申出書」(様式④214) 当機構HPからダウンロード可能 オンライン申請も可能 (gBiz IDプライムのアカウントをお持ちの方)
注意事項		記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。	記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。 ③この前納申出額により積立限度額の800万円を超えないかご確認ください。 ④12月に前納を希望する場合は「前納希望年月」欄は「令和5年12月」と記入してください。
中小機構への提出期限		令和5年11月20日(月)までに到着したもの オンライン申請の場合は11月20日の23時59分までに手続き完了したもの	令和5年12月5日(火)までに到着したもの オンライン申請の場合は12月5日の23時59分までに手続き完了したもの
掛金請求について	請求額	掛金一括納付申請書に記載の金額(掛金月額の整数倍) ※前々月(10月)までに掛金の未納がある場合は、上記記載の金額とは別に未納分の請求をします。	掛金前納申出書に記載の金額(掛金月額の整数倍。ただし、積立限度額に達する場合等は端数あり) ※前々月(10月)までに掛金の未納がある場合は、上記記載の金額とは別に未納分の請求をします。
	12月に払込みがなかった場合の掛金請求	R6.1月請求・・・請求は行いません。 R6.2月請求・・・当月分とR5.12月分 R6.3月請求・・・当月分 R6.4月請求・・・当月分とR6.1月分 以降は各月に当月分の請求となります。 〈前納申出額の再請求は行いません。R6年中に新たに前納を希望する場合は、再度「一括納付申請書」の提出が必要です。〉	R6.1月請求・・・請求は行いません。 R6.2月請求・・・当月分とR5.12月分、 R6.1月分の3か月分 以降は各月に当月分の請求となります。 〈前納申出額の再請求は行いません。〉

※小規模企業共済では、掛金を「半年払い」または「年払い」でお支払いいただくことが可能です。契約者から受け付けた『払込区分兼指定納付月変更届』(様式④204)を、払込の希望月(掛金納付指定月)の前月20日(土・日・祝祭日は前営業日)までに中小機構へ提出してください。(ただし、オンラインでの申込みについては20日が土・日・祝であっても受付可能)「年払い」の場合は希望月(年1回)に12ヵ月分、「半年払い」の場合は希望月と希望月の6ヵ月後(年2回)にそれぞれ6ヵ月分の掛金を一括して請求します。以降、毎年同時期に請求します。

※経営セーフティ共済では、掛金の前納を希望する場合、都度(毎回)「掛金前納申出書(様式④214)」を提出してください。

※オンライン申請について、提出期限の直前はアクセスの集中が予想されますので、余裕を持ったお手続きをお願いいたします。

**ご注意
下さい**

オンラインによる手続きや 「②現金なし」による11月～12月の 加入・増額申込みは所得控除の対象になりません

例年11月～12月は、年末調整や確定申告を見据え、加入申込時に掛金前納や半年払い、年払いをご希望される方が多くなります。

この期間に、「①現金あり」にて加入申込みをされた場合は、年内に現金（申込時前納・半年払い・年払いを含む）による支払いを行っておりますので、当該支払額は原則として、全額所得控除の対象となります。しかし、オンラインでの手続きや、「②現金なし」にて加入申込みをされた場合は、初回のご請求（口座振替）が、翌年（原則、申込月の翌々月となるため、11月加入の場合は翌年1月、12月加入の場合は翌年2月）となるため、**当年（令和5年）の所得控除の対象とはなりません**（翌年の控除対象となります。）。

加入申込み時に、年内に掛金を支払い、当年の所得控除をご希望される場合は、必ず「①現金あり」による加入申込みをご案内していただきますようお願いいたします。

また、同時期の掛金月額増額も、同様の理由で、**当年の所得控除をご希望される場合は必ず「①現金あり」によるお申込み**をご案内いただきますようお願いいたします（なお、「②現金なし」で増額申込みや、オンラインで増額の手続きをする場合、掛金前納のお取扱いもできませんのでご注意ください。）。

※10月受付であっても、取次ぎの遅れ等により取扱期が11月以降になった場合、初回の口座振替は翌年1月以降となりますので、「報告遅れ」とならないよう十分ご注意ください。

例）「現金あり」・「現金なし」による加入申込み（12月申込み）の違いについて（月額7万円・年払いの場合の例）
年内のお支払い額（赤字のもの）のみが令和5年の所得控除対象となるため、「現金なし」の場合は、所得控除対象となるお支払いが発生しません。

年 月	「現金あり」による申込み	「現金なし」による申込み
令和5年12月	加入申込時、84万円を現金にて支払い (令和5年12月～令和6年11月分)	加入審査中のためお支払いなし
令和6年1月	加入審査中のためお支払いなし	同上
令和6年2月	前納期間中のためお支払いなし	初回請求（口座振替）：84万円 (令和5年12月～令和6年11月分)

※令和5年9月より、オンラインでの新規加入、増額の手続きを開始しております。

オンラインによる手続きは、全て、口座振替による納付となります。（従来の「現金なし」での手続きと同様）

令和5年の所得控除の対象とするためには10月中の手続きが必要です。

ただし、不備なく手続きが完了した場に限りです。

加入申込時に

前納を受付けた場合の注意点

加入時の前納には、**ア** 2か月後に前納金を口座から引き落とす方法と、**イ** 申込月に中小機構が指定する口座に前納金をお振込みいただく方法があります。

ここでは、それぞれの場合について、お客さまにご案内いただきたい注意点についてお知らせいたします。

《契約申込書の前納申込欄》「14 掛金月額」100,000円とした場合

The image shows a screenshot of the application form with two options circled in blue. Option 'ア' (Initial advance payment) is circled with the text 'こちらに金額の記入がある場合' and 'アをご案内'. Option 'イ' (Advance payment) is also circled with the text 'こちらに金額の記入がある場合' and 'イをご案内'. Both options show a payment amount of 120,000 yen for 2 months.

ア 初回の預金口座振替時に前納を希望する場合 (2か月後に前納金を預金口座振替により納付)

前納金は後日、預金口座振替により納めていただきます。申込時に現金による受け取りは行っていませんので、預金口座振替については、以下の注意点をご案内ください。前納金を加入申込月または翌月に損金算入させたいお客さまの場合は**イ**をご案内ください。

⚠ 初回の口座振替は申込月の2か月後です。

初回の口座振替は、通常、加入申込月の2か月後に行われます。ただし、申込書の記入事項や添付書類に不備等があった場合、共済契約の締結が遅れ、初回の口座振替が2か月後に行われないことがありますので、ご注意ください。

⚠ 初回の口座振替額は記入額プラス2か月分です。

初回到口座振替される掛金は、申込月分、その翌月分、契約申込書に記入された前納分の合計となります。つまり、前納分プラス2か月分となり、**上記の例では14か月分の140万円が初回の預金口座振替額**となります。また、左記ただし書きの理由により初回の口座振替が3か月後に行なわれた場合は、前納分プラス3か月分となります。

イ 振込みによる前納を希望する場合 (申込月に中小機構指定の口座へ振込む)

委託機関の皆さまには、お客さまに「前納金振込口座」^(※)をご案内いただいておりますが、同時に以下の注意点をご案内ください。

※「前納金振込口座」は、加入申込者が前納金を振込むために設けられた口座です。中小機構から委託機関ごと（金融機関は支店ごと）に「三井住友銀行 しらゆり支店」の中小機構名義の普通預金口座を割り当てておりますので、契約申込を受け付けた窓口配布されている口座番号を正確にお伝えいただき、加入申込月の同月末までに振込むよう、ご案内をお願いいたします。

⚠ 契約者名義でお振込みをお願いいたします。

必ず契約申込書に記入した事業所（個人事業主の場合は事業主名）の名称または掛金預金口座振替申出書に記入した口座名義人名で振込んでいただき、担当の税理士など第三者名義では振込まないようご注意ください。なお、「株式会社」や「有限会社」なども必ず付けた名称での振込みをお願いいたします。

⚠ 契約申込書に記載した金額どおりにお振込みをお願いいたします。

振込手数料はお客さまの負担としております。振込手数料を差し引いた額を振込まないようご案内をお願いいたします。

⚠ 加入申込月の当月中にお振込みをお願いいたします。

お振込みによる前納を希望されている場合、契約申込書と入金金を月末で締め、確認を行っております。月をまたいで振込まれた場合、確認に時間を要するため、共済契約の締結が遅れることがあります。また、前納期間が1か月減ることに伴い、前納減額金もその分少なくなります。

⚠ 振込みの控えの保管をお願いいたします。

後日、委託機関の皆さまを通じて、中小機構よりお振込みに関する照会をさせていただくことがありますので、お振込みの控えは必ず保管するようご案内をお願いいたします。また、ネットバンキングの場合も振込み内容^(※)が確認できる控えのページを忘れず印刷しておくようご案内をお願いいたします。

(※) 振込日、振込金額、振込名義人、振込先の口座番号

確定申告時に必要な書類について

Q 掛金は税法上どのような取扱いになりますか？

A 納付した掛金は、個人事業の場合は事業所得の必要経費^(※)、会社等の法人の場合は損金の額に算入することができます。また、前納掛金については、前納の期間が1年以内であるものは、支払った日の属する年または事業年度において、必要経費または損金の額に算入できます。

(※) 個人事業の場合、掛金は、事業所得以外の収入（不動産所得等）の必要経費として、算入が認められませんのでご注意ください。

Q 確定申告の際は、どのような書類が必要ですか？

A 〔個人の場合〕

「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」に必要事項を記入し、確定申告書に添付してください。

〔様式〕

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書				
(年分)		氏 名 _____		
基金に係る法人名	①			
基金の名称	②			
告示番号	③	第 号	第 号	第 号
当年に支出した負担金等の額	④	円	円	円
同上のうち必要経費に算入した額	⑤			

出典：国税庁HP

〔法人の場合〕

「特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」と損金に算入する額（法人税関係特別措置の適用を受ける額）を記載する「適用額明細書」に必要事項を記入し、確定申告書に添付してください。

〔様式〕

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書		事業年度	法人名	別添十出
医療又は歯科医療に係る総収入金額	1	円	医療又は歯科医療に係る経費の額	4
円上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2		円上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5
損金算入限度額 (10)の金額を2,000万円超である場合は0)	3		損金算入額 (3)-(5)	6
円上のうち損金算入額	7		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	8		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	9		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	10		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	11		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	12		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	13		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	14		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	15		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	16		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	17		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	18		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	19		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	20		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	21		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	22		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	23		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	24		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	25		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	26		特別控除額	22
円上のうち損金算入額	27		特別控除額	22

II 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書		事業年度	法人名	別添十出
基金に係る法人名	23		基金に係る法人名	23
基金の名称	24		基金の名称	24
告示番号	25	第 号	告示番号	25
当期に支出した負担金等の額	26	円	当期に支出した負担金等の額	26
円上のうち損金の額に算入した金額	27		円上のうち損金の額に算入した金額	27

出典：国税庁HP

【参考】

経営セーフティ共済のご契約者様には、毎年2月から3月にかけて「掛金納付状況のお知らせ」（掛金納付状況兼領収書）をお送りしています。

中小機構 販路支援部からのお知らせ

商品・サービスの輸出を考えているけど、
何から始めればいいのかわからない。

海外に拠点をつくりたいけど、
まずは事業プランの作り方を知りたい!

例えば、新たに
輸出に挑戦してみたい方や、海外市場への進出を図りたい
中小企業の方に利用いただけるサービスをご案内いたします。



役立ち度
98%
(利用者アンケート)

豊富な実務経験・ノウハウをもつ海外ビジネスの専門家が、
あらゆるご相談にお答えし、皆さまのお取組を経営目線で
ナビゲートします。

リアル オンライン

相談無料



※ご相談のフェーズに応じ、専門家が海外現地の企業とのアポイント取得
サポートや海外現地へ同行支援も行うことが可能です。
(所定の審査がございます)

- オンラインでお申し込み可能です。
- お問い合わせ先 全国の中小企業基盤整備機構の地域本部

※本サービスは、中小企業の国際化に関する課題の解決や意思決定を側面から支援するものです。アドバイスの内容は当事者である企業の責任で
活用いただけます。また、取引先の紹介、調査の請負、見積書取り付けや契約書作成などの実務代行、海外企業とのやり取りの翻訳・通訳、契約
の交渉や取引先・関係機関との交渉の仲立ちなどには行いません。



他にも中小機構では
各種の海外展開支援
施策も用意しています。
是非一度ご活用後ご
検討ください。

中小機構 待ってる海外

検索



中小企業の海外ビジネス
のお悩み解決のヒントに
なるノウハウ、海外の最
新情報を掲載しています。
会員登録不要です。



共済制度に関するお問い合わせ

共済制度のお問い合わせにつきましては、共済相談室に電話でお問い合わせいただくか、中小機構ホーム
ページ内の、お問い合わせフォームやよくあるご質問でご案内しております。

共済相談室 ☎050-5541-7171 (営業時間：平日 午前9時～午後5時)

中小機構HP (共済制度) <https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>



編集人 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
発行所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。